

ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会及び電話網移行円滑化委員会の設置

平成二十三年三月一日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第二号

本部会に「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方」(平成二十三年諮問第一二二四号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

- 1 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会
ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方に関する専門的な事項

- 2 電話網移行円滑化委員会

電話網移行の円滑化のための政策の在り方に関する専門的な事項

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

る。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。